

特記仕様書

笛吹市公営企業部水道課

1. 特記仕様書の適用範囲

この特記仕様書は、日本水道協会水道施設設計業務委託標準仕様書 1.1.2.1.(14)で定める特記仕様書で、標準仕様書を補足するものであり笛吹市の発注する「笛吹市水道施設更新発注者支援業務委託」に適用する。

なお、本仕様書に定めていない事項については打合せにより決定するものとする。

2. 業務の内容

水道事業実務必携 5.2.2.2 記載の更新レベル 1 相当のポンプ施設に対する機械電気を主体とする更新工事の発注者支援業務（積算技術）となる。

受託者は、積算に必要となる現地調査、発注者が貸与する資料を基に工事図面、数量計算書及び工事内訳書の作成を行う。

内容としては、老朽化したポンプ等機械設備を機能回復・改修・更新する工事及び更新方法検討業務、過去の水質検査記録を分析し令和9年度の水質検査計画を立案する業務となる。

なお「南部配水ポンプ設備更新工事」及び「川中島配水場自家発電設備更新工事」は今年度工事発注予定であるため、各工事の詳細な作業日程は監督員と綿密に協議し対応すること。

☆対象案件

(1)南部配水ポンプ設備更新工事

(2)川中島配水場自家発電設備更新工事

(3)崩山第1浄水場急速ろ過機更新検討 $Q=450 \text{ m}^3/\text{日}$

・クリプトスポリジウム対策に伴う更新検討

基本条件の確認、処理フローの検討、施設計画など

※門林配水池で合流する伊良沢水源との関係性も視野に検討すること

(4)水質検査計画・設計

・令和9年度笛吹市水道水検査業務費の算出

3. 管理技術者及び技術者

(1)受託者は、管理技術者および技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2)管理技術者は、技術士（総合技術監理部門「上水道及び工業用水道」又は上下水道部門「上水道及び工業用水道」）又はRCCM（上水道及び工業用水道）のいずれかの有資格者で、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。

4. 提出書類

成果品は次のものを A4 チューブファイルに綴じること。提出は1部とする。

(1)図面

(2)数量総括表

(3)数量計算書

(4)特記仕様書

(5)打合せ議事録

(6)原稿・添付書類

(7)電子データ図面（PDF・SFC）書類（doc・xls）

(8)その他

※積算について

- 1.国交省積算技術業務積算基準、水道事業実務必携を参考としている。
- 2.図面及び数量総括表の作成については、ポンプ場詳細設計歩掛（～1,000m³）についてその40%を計上している。※撤去も含む